

第 4 1 4 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

H 1 9 . 9 . 1 9 提 案 分

区 分		議 案 名									
	議案No										
議 案 (38件)	予 算 案 (14件)	1 0 0 平成 1 9 年度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)									
		1 0 1 平成 1 9 年度 島 根 県 証 紙 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) ～ 1 0 9 外 8 特 別 会 計 補 正 予 算									
		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 0 1 証 紙</td> <td style="width: 33%;">1 0 2 市 町 村 振 興 資 金</td> <td style="width: 33%;">1 0 3 母 子 寡 婦 福 祉 資 金</td> </tr> <tr> <td>1 0 4 農 林 漁 業 改 善 資 金</td> <td>1 0 5 中 小 企 業 近 代 化 資 金</td> <td>1 0 6 中 海 水 中 貯 木 場</td> </tr> <tr> <td>1 0 7 臨 港 地 域 整 備</td> <td>1 0 8 流 域 下 水 道</td> <td>1 0 9 県 営 住 宅</td> </tr> </table>	1 0 1 証 紙	1 0 2 市 町 村 振 興 資 金	1 0 3 母 子 寡 婦 福 祉 資 金	1 0 4 農 林 漁 業 改 善 資 金	1 0 5 中 小 企 業 近 代 化 資 金	1 0 6 中 海 水 中 貯 木 場	1 0 7 臨 港 地 域 整 備	1 0 8 流 域 下 水 道	1 0 9 県 営 住 宅
	1 0 1 証 紙	1 0 2 市 町 村 振 興 資 金	1 0 3 母 子 寡 婦 福 祉 資 金								
	1 0 4 農 林 漁 業 改 善 資 金	1 0 5 中 小 企 業 近 代 化 資 金	1 0 6 中 海 水 中 貯 木 場								
	1 0 7 臨 港 地 域 整 備	1 0 8 流 域 下 水 道	1 0 9 県 営 住 宅								
	1 1 0 平成 1 9 年度 島 根 県 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) ～ 1 1 3 外 3 事 業 会 計 補 正 予 算										
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 1 0 病 院</td> <td style="width: 33%;">1 1 1 電 気</td> <td style="width: 33%;">1 1 2 工 業 用 水 道</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1 1 3 水 道</td> </tr> </table>	1 1 0 病 院	1 1 1 電 気	1 1 2 工 業 用 水 道			1 1 3 水 道				
1 1 0 病 院	1 1 1 電 気	1 1 2 工 業 用 水 道									
		1 1 3 水 道									
条 例 案 (13件)	1 1 4	職員の勤務時間に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 人事委員会の「職員の給与等に関する報告」の趣旨を踏まえた所要の改正 休息時間の廃止（廃止される休息時間：12:00～12:15、17:00～17:15） 施行日：平成 2 0 年 1 月 1 日									
	1 1 5	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正 施行日：法の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日									
	1 1 6	島根県青少年の健全な育成に関する条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正 施行日：法の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日									

区 分		議案No	議 案 名			
条例案 つづき	1 1 7	<p>島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、部分休業について見直しが行われたことを踏まえた所要の改正</p> <p>○部分休業の定義の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないこと。</td> <td>小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を越えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>施行日：公布の日</p>	改正前	改正後	3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないこと。	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を越えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないこと。
	改正前	改正後				
	3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないこと。	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を越えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないこと。				
	1 1 8	<p>島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例</p> <p>恩給法の改正に準じた恩給の転給要件等についての所要の改正</p> <p>①重度障害の成年の子に対する転給要件の見直し ②株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う規定の整理 ③その他規定の整理</p> <p>施行日：①③公布の日の翌日 ② 平成20年10月1日</p>				
	1 1 9	<p>職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にし得る環境の整備を図るため、職員の育児休業制度についての所要の改正</p> <p>①育児休業をした職員の職務復帰後における給料月額調整に係る改正 ②再度の育児休業をすることができる特別の事情に係る改正 ③部分休業の承認の要件から、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間であることを削除 等</p> <p>施行日：公布の日</p>				
	1 2 0	<p>島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例</p> <p>地方自治法施行規程の改正に伴う所要の改正</p> <p>支庁の設置並びにその名称、位置及び所管区域についての規定を整備</p> <p>施行日：公布の日</p>				
1 2 1	<p>財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>地方自治法の改正により行政財産の貸付け等ができる場合が拡大したことによる財産の無償貸付け等の要件についての所要の改正</p> <p>施行日：公布の日</p>					
1 2 2	<p>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行等に伴う所要の改正</p> <p>①都市計画区域を有する市町に都市計画法及び建築基準法に基づく事務を権限移譲 ②その他規定の整備</p> <p>施行日：平成19年11月30日ほか</p>					

区 分		議案No	議 案 名															
条例案 つづき	1 2 3	警察に関する手数料条例の一部を改正する条例 道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正 施行日：公布の日																
	1 2 4	温泉法施行条例の一部を改正する条例 温泉法の改正により、各種許可を受けた者の地位を知事の承認手続により承継できるとされたことから、それに係る手数料等についての所要の改正 ○新設する手数料 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認</td> <td>7,400円</td> </tr> <tr> <td>ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認</td> <td>7,400円</td> </tr> <tr> <td>温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認</td> <td>7,400円</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成19年10月20日		区 分	手数料の額	土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認	7,400円	ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認	7,400円	温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認	7,400円							
	区 分	手数料の額																
	土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認	7,400円																
ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認	7,400円																	
温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認	7,400円																	
1 2 5	都市計画法施行条例の一部を改正する条例 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正 大規模開発に係る許可基準の廃止に伴い、その面積基準の規定を削除 施行日：平成19年11月30日																	
1 2 6	島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行等に伴う県が徴収する手数料の所要の改正 ○新設する手数料 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>手数料を納めなければならない者</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>白地地域における大規模集客施設（床面積の合計が1万平方メートルを超える店舗等）の建築等の許可を受けようとする者</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>開発整備促進区の区域における大規模集客施設の用途地域等における建築等の制限の適用除外に係る認定を受けようとする者</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率の特例に係る認定を受けようとする者</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④</td> <td rowspan="2">一定規模以上の建築物の構造計算適合性判定を受けようとする者</td> <td>159,000～430,000円^{※1}</td> </tr> <tr> <td>211,000～763,000円^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> ※1 構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの ※2 構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外のものによるもの 施行日：①②平成19年11月30日 ③④公布の日			手数料を納めなければならない者	手数料の額	①	白地地域における大規模集客施設（床面積の合計が1万平方メートルを超える店舗等）の建築等の許可を受けようとする者	180,000円	②	開発整備促進区の区域における大規模集客施設の用途地域等における建築等の制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	27,000円	③	防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率の特例に係る認定を受けようとする者	27,000円	④	一定規模以上の建築物の構造計算適合性判定を受けようとする者	159,000～430,000円 ^{※1}	211,000～763,000円 ^{※2}
	手数料を納めなければならない者	手数料の額																
①	白地地域における大規模集客施設（床面積の合計が1万平方メートルを超える店舗等）の建築等の許可を受けようとする者	180,000円																
②	開発整備促進区の区域における大規模集客施設の用途地域等における建築等の制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	27,000円																
③	防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率の特例に係る認定を受けようとする者	27,000円																
④	一定規模以上の建築物の構造計算適合性判定を受けようとする者	159,000～430,000円 ^{※1}																
		211,000～763,000円 ^{※2}																

区 分		議案No	議 案 名															
一 般 事件案 (11件)	1 2 7	直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について 国が行う日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業に係る県負担 根拠法：漁港漁場整備法第20条第3項																
	1 2 8	県の行う建設事業に対する市町村の負担について 地方財政法等の規定に基づく平成19年度県営事業に係る市町村負担率の決定																
	1 2 9	境港管理組合理約の一部の変更について 港湾整備事業特別会計を設置することに伴う変更																
	1 3 0	財産の取得について 抗インフルエンザ薬 取得の目的：新型インフルエンザ対策行動計画に基づく備蓄 取得の方法：購入(随意契約) 取得金額：70,875,000円 取得の相手方：中外製薬株式会社																
	1 3 1	契約の締結について 大田高等学校屋内運動場改築(建築)工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：695,940,000円 工期：平成20年9月30日 契約の相手方：株式会社青木組・株式会社堀工務店特別共同企業体 施工場所：大田市大田町大田地内																
	1 3 2	契約の締結について 雲南警察署移転新築(建築)工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：688,800,000円 工期：平成20年11月10日 契約の相手方：梅木建設・田中工業特別共同企業体 施工場所：雲南市三刀屋町三刀屋地内																
	認 定 1 ～ 5	平成18年度島根県病院事業会計外4事業会計決算の認定について <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <tr> <td style="text-align: center;">1 病院</td> <td style="text-align: center;">2 電気</td> <td style="text-align: center;">3 工業用水道</td> <td style="text-align: center;">4 水道</td> <td style="text-align: center;">5 宅地造成</td> </tr> </table>	1 病院	2 電気	3 工業用水道	4 水道	5 宅地造成											
1 病院	2 電気	3 工業用水道	4 水道	5 宅地造成														
報 告 (1件)	報告11	専決処分事件の報告について(損害賠償) 21件 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">・交通事故</td> <td style="width: 15%;">11件</td> <td style="width: 20%;">賠償額合計</td> <td style="width: 35%;">606,436円</td> </tr> <tr> <td>・落石事故等</td> <td>8件</td> <td>賠償額合計</td> <td>3,470,357円</td> </tr> <tr> <td>・警察官捜査活動中負傷事故</td> <td>1件</td> <td>賠償額合計</td> <td>89,749円</td> </tr> <tr> <td>・貯木材流出事故</td> <td>1件</td> <td>賠償額合計</td> <td>140,103円</td> </tr> </table>	・交通事故	11件	賠償額合計	606,436円	・落石事故等	8件	賠償額合計	3,470,357円	・警察官捜査活動中負傷事故	1件	賠償額合計	89,749円	・貯木材流出事故	1件	賠償額合計	140,103円
・交通事故	11件	賠償額合計	606,436円															
・落石事故等	8件	賠償額合計	3,470,357円															
・警察官捜査活動中負傷事故	1件	賠償額合計	89,749円															
・貯木材流出事故	1件	賠償額合計	140,103円															